

琉球大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)の在学期間に関する申合せ

(平成20年3月5日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは琉球大学大学院学則(以下「学則」という)第42条に定める優れた業績を上げたものに係る在学期間の短縮しての課程修了(以下「短縮修了」という)に関し、必要な事項を定めるものである。

(短縮修了認定の水準)

第2条 学則第42条に定める優れた業績を上げたものとは、当該学生の学位論文に係る研究水準が、標準修了年限2年で課程修了の認定を受ける者と同等以上の水準に到達したものとする。

(短縮の期間)

第3条 標準修了年限2年から短縮できる期間は、半年または1年とする。

(短縮修了の資格要件)

第4条 短縮修了には、学則第42条に定める修了要件が必要である。

2 学則第42条に定める修了要件のうち30単位以上の取得については、2年次に開講する各専攻の特別研究III, IVと特別演習III, IVの合計6単位またはこの一部を、各専攻で認める査読付きの学術誌に掲載された、あるいは掲載が決定した原著論文1編以上をもって特別に認定することができる。

3 前項までの資格要件の詳細またはこれに追加する要件については、各専攻会議の議を経て当該専攻主任が決定する。

4 専攻主任は、前項の資格要件の詳細または追加する要件を定めた場合は、適切な方法で所属の学生に公示しなければならない。

(希望の申し出)

第5条 短縮修了を希望する学生は、指導教員の承諾を経て、所定の期日までに、在学期間短縮修了審査願(別紙様式)、琉球大学大学院理工学研究科の学位授与に関する取扱細則第3条に定める書類および専攻の定める必要書類を添えて所属専攻主任に申し出るものとする。

(短縮修了者の認定)

第6条 短縮修了者の認定は、琉球大学大学院理工学研究科の学位授与に関する取扱細則第5条から第9条までの規定に従い、通常の博士前期課程修了者と同様に行う。

(雑則)

第7条 この申合せに定めるもののほか、短縮修了に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

2 この申合せは、理工学研究科博士前期課程(工学系)の各専攻に適用する。

附 則(平成30年3月7日)

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

在学期間短縮修了審査願い

令和 年 月 日

専攻主任 殿

博士前期課程 _____ 専攻
学生氏名 _____ 印
学籍番号・年次 _____ 年次
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

このたび、理工学研究科博士前期課程（工学系）の在学期間に関する申合わせに定める短縮修了をいたしたく、原著論文を添えて申請します。

指導教員
氏名
_____ 印